

第2節

確固たる安全、安心の実現に向けた基礎的防災力の強化

1. 巨大災害対策

(1) 防災体制の構築

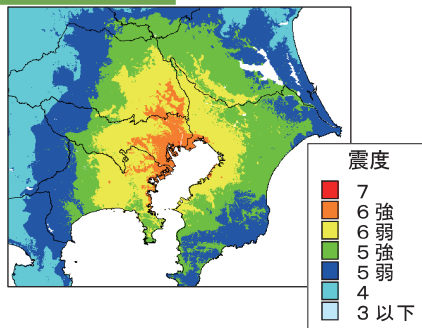
〔首都直下地震対策特別措置法〕に基づく取組状況

「首都直下地震対策特別措置法」（平成25年法律第88号）に基づき、「政府業務継続計画（首都直下地震対策）」（平成26(2014)年3月）及び「首都直下地震緊急対策推進基本計画」（以下「基本計画」という。）（平成27(2015)年3月）が閣議決定されている。基本計画には、定量的な減災目標として、平成27(2015)年度から10年間で、想定される最大の死者数を約2万3千人からおおむね半減、想定される最大の建物全壊・焼失棟数を約61万棟からおおむね半減させることが掲げられている。

基本計画の策定から10年が経過することから、基本計画等の見直しに向けた検討が進められている。中央防災会議・防災対策実行会議の下に設置された、首都直下地震対策検討ワーキンググループは、令和7(2025)年12月、首都直下地震の新たな被害想定と対策の方向性をまとめた報告書を公表した（図表2-1）。報告書では、首都直下地震のうち都心南部直下地震（Mw7.3）が発生した場合、建物の被害は約40万棟、死者は約1万8千人、経済被害は約83兆円としている。対策のポイントとして、「首都中枢機能の確保」「膨大な人的・物的被害への対応強化」の二つの観点に加えて、被災後の「迅速な復興、より良い復興」に向けた事前の備えが重要であり、その前提として、「自分ごと」化、社会全体での体制の構築に取り組むことが必要としている。

図表2-1 首都直下地震対策検討ワーキンググループ報告書の概要（抜粋）

想定震度分布 都心南部直下地震の場合



資料：内閣府

人的被害・建物被害（※）

○ 東京圏は、人口・建物数が極めて膨大 〔人口：約3,690万人、建物棟数：約965万棟〕			
○ 死者数と全壊・焼失棟数の約7割は、火災によるもの			
	全体	揺れ等による被害	火災による被害
【人的被害】死者	約1.8万人	約0.6万人	約1.2万人
【建物被害】全壊・焼失	約40万棟	約13万棟	約27万棟
避難者：約480万人、避難所の食料不足（7日間）：約1,300万食			
帰宅困難者：約840万人 ※災害関連死者：約1.6万～4.1万人			

※都心南部直下地震（Mw 7.3）、冬季・夕方、風速 8 m/s の場合の被害想定

基本計画に基づき、「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（以下「具体計画」という。）（令和7(2025)年6月）が中央防災会議幹事会で決定されている（図表2-2）。具体計画には、人命救助に重要な72時間を意識したタイムラインと目標行動の設定等が示され

図表2-2 首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画の概要

首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画の概要			
(平成28年3月29日中央防災会議幹事会決定、令和7年6月30日最終改定)			
救助・救急、消火等	医療	物資	燃料、電力・ガス、通信
◎広域応援部隊の派遣規模(最大値) ○1都3県以外の43道府県の警察・消防・自衛隊の派遣(最大値) ・警察：約1.4万人 ・消防：約2.1万人 ・自衛隊：約11万人(※)等 ※1都3県に所在する部隊を含む。 ○応援地方整備局等管内の国交省TEC-FORCEの派遣：約1,940人 ◎航空機約330機、船舶約230隻	◎DMAT(登録数1,840チーム)に対する派遣要請、陸路・空路参集、ロジ支援、任務付与 ◎被災医療機関の継続・回復支援(人材、物資・燃料供給等) ◎広域医療搬送、地域医療搬送による医療搬送	◎発災後4～7日に必要な物資を調達し、被災都県の拠点へ輸送 ・飲料水：23万㎡(1～7日) ・食料：5,300万食 ・毛布：16万枚 ・乳児用粉(液体)ミルク：20t ・大人/乳幼児おむつ：416万枚 ・簡易トイレ等：3,200万回分 ・トイレットペーパー：318万巻 ・生理用品：489万枚	【燃料】 ◎石油業界の系列を超えた供給体制の確保。また、緊急輸送ルート上の中核SS等へ重点継続供給・重要施設へ要請に基づく優先供給 【電力・ガス】 ◎重要施設へ電源車、移動式ガス発生設備等による臨時供給 【通信】 ◎重要施設への通信端末の貸与、移動基地局車又は可搬型の通信機器等の展開等による通信の臨時確保
国は、緊急災害対策本部の調整により、被害の全容把握、被災地からの要請を待たず直ちに行動(プッシュ型での支援)			
緊急輸送ルート、防災拠点	応援		
◎人員・物資の「緊急輸送ルート」を設定、発災時に早期通行確保 ◎各活動のための「防災拠点」を分野毎に設定、発災時に早期に確保	後方支援	混乱回避	帰宅困難者
			◎一斉帰宅の抑制に向けた呼びかけや施設内等における待機 ◎一時滞在施設等の活用 ◎帰宅困難者への適切な情報提供
首都直下地震緊急対策区域			
全域：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県 一部：茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県、静岡県			
【本具体計画のポイント】			
①人命救助に重要な72時間を意識しつつ、緊急輸送ルート、救助、医療、物資、燃料の各分野でのタイムラインと目標行動を設定			
②1都3県における巨大過密都市を襲う膨大な被害の様相を踏まえた対応を反映			
(例：深刻な道路交通麻痺に対応するための道路啓開及び滞留車両の排除や交通規制、救助活動拠点の明確化、膨大な傷病者に対応するため「災害拠点病院」機能の最大限の活用、帰宅困難者対応 等)			

注：詳細は「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画の概要」

https://www.bousai.go.jp/jishin/syuto/pdf/syuto_oukyu_gaiyou.pdf

資料：内閣府

ており、訓練等を通じて内容を評価し、定期的に改善することで、実効性を高めている。

また、首都直下地震では1都4県（東京都、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県）で約840万人の帰宅困難者が発生すると見込まれており¹⁾、大量の帰宅困難者が徒歩等により一斉帰宅を開始した場合、緊急車両の通行の妨げになるなど、応急対策活動に支障を来すことが懸念される。

令和8(2026)年1月、内閣府は「大規模地震の発生に伴う帰宅困難者等対策のガイドライン」を「災害発生時における大規模な帰宅困難者等の発生への対策に関するガイドライン」に改称するとともに、地震被害が生じない場合における帰宅困難者等対策の在り方という観点から、様々な状況下における帰宅困難者等対策の考え方に関する内容を拡充した。

さらに、令和8(2026)年3月、総務省は「首都直下地震における応急対策職員派遣制度アクションプラン」を策定した。本アクションプランは、首都直下地震が発生した場合の応急対策職員派遣制度の運用方針を定めたものである。

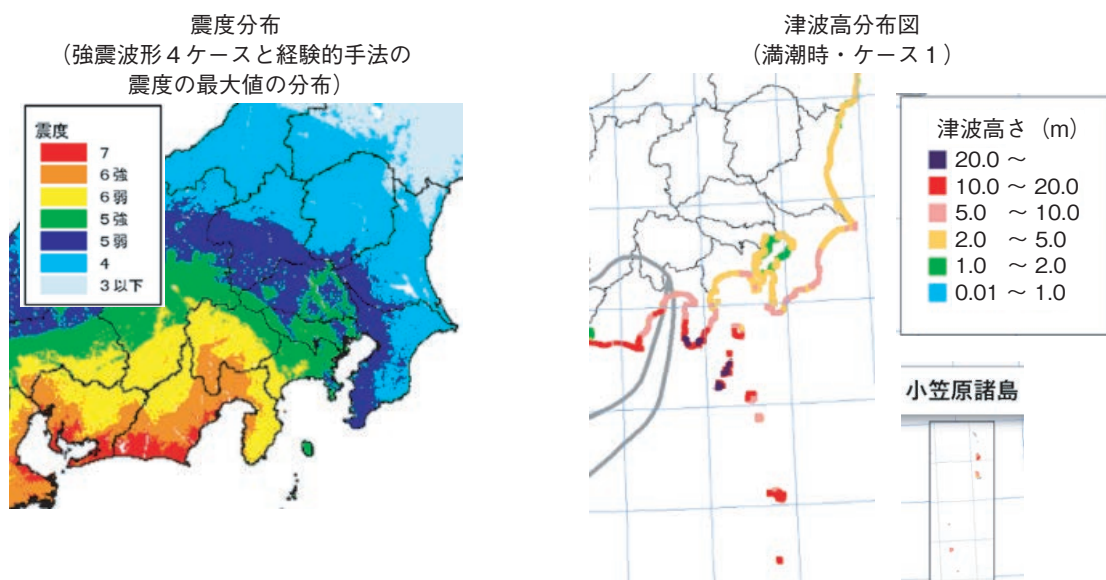
〔「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づく取組〕

「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」（平成14年法律第92号）に

1) 内閣府「首都直下地震対策検討ワーキンググループ 報告書」（令和7(2025)年12月）

に基づき、令和7(2025)年7月、中央防災会議は「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」の変更を決定した。南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループが令和7(2025)年3月に公表した被害想定によると、首都圏においても、神奈川県西部などで震度6弱以上の揺れが発生し、また、津波被害により茨城県、千葉県、東京都、神奈川県の合計で最大6,300人の死者が発生することが想定されている²⁾(図表2-3)。

図表2-3 南海トラフ地震において想定される震度分布・津波高（首都圏抜粋）



資料：内閣府

(国土交通省 防災・減災対策本部における取組状況)

国土交通省ではその総力を挙げて、抜本的かつ総合的な防災・減災対策の確立を目指すため、「国民目線」と「連携」をキーワードに施策の検討を進め、令和2(2020)年7月に「総力戦で挑む防災・減災プロジェクト」として主要10施策をとりまとめた。

その後も毎年、特に強化すべきテーマを設定しており、令和7年度は「災害対応力強化のための体制強化と多様な主体との連携の推進」をテーマとして設定し、プロジェクトをとりまとめた。

(国土強靱化の取組)

国土強靱化の取組を推進するため、「人命の保護が最大限図られること」、「国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること」、「国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化」、「迅速な復旧復興」の四つの基本目標を設定し、取組全体に対する基本的な方針を定めた「国土強靱化基本計画」が平成26(2014)年6月に閣議決定された。

令和5(2023)年7月に変更された国土強靱化基本計画では、「デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化」及び「地域における防災力の一層の強化による『地域力の発揮』」が新たな施策の柱として、基本的な方針に追加され、国土強靱化にデジタルと地域力を最大限生かし、具体的な取組を進めることとされた。

2) 津波ケース①、風速8m/s、早期避難率低、地震動に対して堤防・水門が正常に機能した場合の被害想定

また、基本計画に基づく施策の実施に関する中期的な計画として、「第1次国土強靱化実施中期計画」が令和7(2025)年6月に閣議決定された(図表2-4)。

図表2-4

第1次国土強靱化実施中期計画の概要

第1次国土強靱化実施中期計画【概要】

令和7年6月6日
閣議決定

第1章 基本的な考え方

○防災・減災、国土強靱化の取組の切れ目ない推進

○近年の災害(能登半島地震・豪雨、秋田・山形豪雨、台風10号、日向灘地震等)

○5か年加速化対策等の効果(被害軽減・早期復旧への貢献、地域防災力の高まり等)

○状況変化への対応(3つの変化(災害外力・耐力、社会状況、事業実施環境)への対応)

(災害外力・耐力の変化への対応)

- 気候変動に伴う気象災害への「適応」と「緩和」策の推進
- 最先端技術を活用した自立分散型システムの導入
- グリーンインフラの活用推進
- 障害者・高齢者・子ども・女性・外国人等への配慮
- 埼玉県八潮市の道路陥没事故を踏まえたインフラ老朽化対策の推進

(人口減少等の社会状況の変化への対応)

- 地方創生の取組と国土強靱化の一体的推進
- フェーズフリー対策の積極的導入
- 地域コミュニティの強化・ハード・ソフト対策の推進
- まちづくり計画と国土強靱化地域計画の連携強化
- 積雪寒冷地特有の課題への配慮、条件不利地域における対策強化、「半島防災・強靱化」等の推進

(事業実施環境の変化への対応)

- 年齢や性別にとらわれない幅広い人材活用
- 革新的技術による自動化・遠隔操作・省人化
- 気象予測精度の向上と社会経済活動の計画的抑制
- 安全確保に伴う不便・不利益への社会受容性の向上
- フェーズフリーな仕組みづくりの推進
- 広域連携体制の強化、資機材仕様の共通化・規格化

第2章 計画期間

令和8年度から令和12年度までの5年間

第3章 計画期間内に実施すべき施策(全326施策)

○第4章の施策の他、施策の推進に必要な制度整備や関連計画の策定等の環境整備、普及啓発活動等の継続的取組、長期を見据えた調査研究等について、目標を設定して取組を推進

	I. 防災インフラの整備・管理	II. ライフラインの強靱化	III. デジタル等新技術の活用	IV. 官民連携強化	V. 地域防災力の強化
主な施策の内容・目標	● 個別避難計画作成 ● 情報科学を活用した地震調査研究プロジェクト	● 迅速な航路啓開のための体制の整備 ● 衛星通信システムに関する制度整備等	● マインナーカードを活用した避難誘導効率化等 ● 矯正施設のデジタル無線機の適正な稼働	● 病院におけるBCPの策定 ● 災害保険や民間の防災・減災サービスの活用・啓発活動の強化	● 地方公共団体における災害用井戸・湧水等の活用 ● 「世界津波の日」を含む防災への意識向上のための普及啓発活動
	⇒ 60施策	⇒ 109施策	⇒ 56施策	⇒ 65施策	⇒ 72施策

第4章 推進が特に必要となる施策(全114施策(234指標))

※複数の柱に位置付けられた施策があるため、各柱の施策数の合計は全施策数と一致しない。

1. 施策の内容

○施策の目標は、南海トラフ地震が30年以内に発生する確率(8割程度)等に鑑み、一人でも多くの国民の生命・財産・暮らしを守るため、**おおむね20年から30年程度を一つの目安として**、検討・設定。長期目標の達成に30年超の期間を要する施策においても、地域ごとに異なる災害リスクの実情や緊急性等を踏まえ、早期に効果を発揮できるよう、優先順位・手法を検討の上、実施

	I. 防災インフラの整備・管理	II. ライフラインの強靱化	III. デジタル等新技術の活用	IV. 官民連携強化	V. 地域防災力の強化
主な施策の内容・目標	○ 中小河川も含めた洪水・内水ハザードマップ等の水害リスク情報 ○ 関係府省庁の枠を越えた流域治水対策等の推進 ○ 障害者・高齢者・子ども・外国人等に配慮した災害情報提供の強化 ○ 被災後の残存リスクの管理 ○ 予防保全型メンテナンスへの早期転換等	○ 予防保全型メンテナンスへの早期転換 ○ 広域支圏に不可欠な陸海空の交通ネットワークの連携強化 ○ 上下水道システムの耐震化を始めとした耐災害性の強化 ○ 送電網の強化及び自立分散型の電源・エネルギーの活用 ○ 通信システムの災害時自立性の強化等	○ 国の地方支分部局等の資機材の充実(警察・消防・自衛隊・TEG-FORCE等) ○ 一元的な情報収集・提供システムの構築 ○ フェーズフリーなデジタル体制の構築等	○ 生活の基盤となる住宅・建築物の耐震化 ○ 密着市街地や地下街等の耐震化・火災対策の推進 ○ 保健・医療・福祉支援の体制・連携強化 ○ 立地適正化計画等と連携した国土強靱化施策の推進 ○ 国土強靱化と地方創生の一体的推進による地域防災力の強化等	○ スフィア基準等を踏まえた避難所環境の根本的改善 ○ 国等によるフッシュ型支援物資の分散備蓄の強化 ○ 避難所や教育の現場となる学校等の耐災害性強化 ○ 避難所等における自立分散型の電源・エネルギーシステムの構築 ○ 被災時における民間・NPO・ボランティア等の活動環境の整備等
	⇒ 28施策(76指標)	⇒ 42施策(87指標)	⇒ 16施策(24指標)	⇒ 13施策(18指標)	⇒ 16施策(29指標)

2. 対策の事業規模

※1施策(住宅・建築物の耐震化の促進)が「ライフラインの強靱化」と「官民連携強化」に位置付けられているため、各柱の施策数の合計は全施策数と一致しない。

○「推進が特に必要となる施策」の事業規模は、**今後5年間でおおむね20兆円程度を目途とし、今後の資材価格・人件費高騰等の影響については予算編成過程で適切に反映**。各年度の取扱いについては、**今後の災害の発生状況や事業の進捗状況、経済情勢・財政事情等を踏まえ、機動的・弾力的に対応**。(I. 防災インフラの整備・管理: おおむね5.8兆円、II. ライフラインの強靱化: おおむね10.6兆円、III. デジタル等新技術の活用: おおむね0.3兆円、IV. 官民連携強化: おおむね1.8兆円、V. 地域防災力の強化: おおむね1.8兆円)

第5章 フォローアップと計画の見直し

○毎年度の年次計画を通じたフォローアップの実施(「評価の在り方」を適用)

○災害から得られた知見の継承、対策の課題・効果の取りまとめ・発信

○巨大地震の被害想定地域や条件不利地域は、関連計画のフォローアップと連携

○事業実施環境の整備に向けた取組の強力な推進、評価に必要なデータ収集の推進

○実施に際し、真に必要な財政需要に安定的に対応するため、地域の実情も踏まえ、受益者による負担の状況を念頭に置きつつ、事業の進捗管理と財源確保方策の具体的な検討を開始

資料: 内閣官房

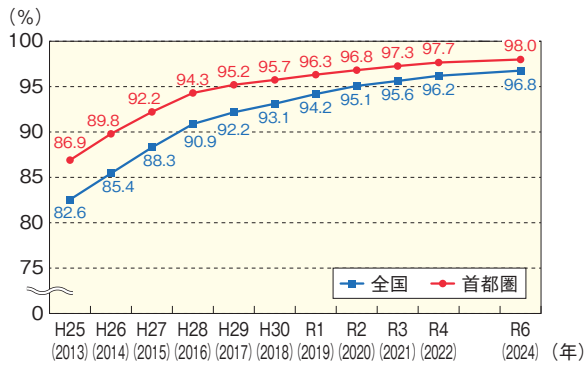
(2) 防災拠点に関する取組状況

首都直下地震等の大規模地震に備え、地方公共団体の防災拠点となる公共施設等の耐震化率は着実に上昇しており、首都圏では全国に比べて高い水準で推移している(図表2-5)。災害対策本部が設置される地方公共団体の庁舎における非常用電源については、令和7(2025)年4月時点で、首都圏の全ての都県及び約98%の市区町村で設置されているものの、72時間以上稼働可能な非常用電源³⁾が設置されているのは、首都圏の全ての都県及び約63%の市区町村となっている(図表2-6)。

また、広域的な防災活動の核となる東京湾臨海部基幹的広域防災拠点として、東扇島地区(神奈川県川崎市)と有明の丘地区(東京都江東区)が整備され、国土交通省や内閣府等により、運用体制の強化が進められている。

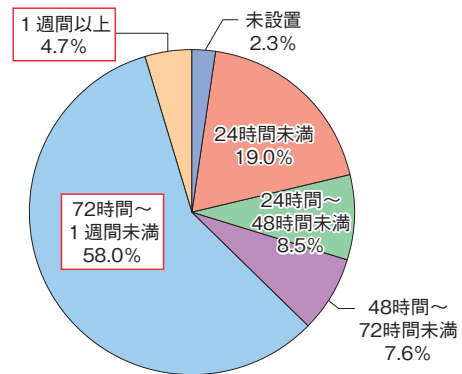
3) 内閣府「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」(令和5(2023)年5月)では、「72時間は、外部からの供給なしで非常用電源を稼働可能とする措置が望ましい。」とされている。

図表2-5 防災拠点となる公共施設等の耐震化率の推移



注：平成25(2013)年～平成31(2019)年は各年3月末時点、令和2(2020)年～令和4(2022)年は各年10月1日時点、令和5(2023)年は調査なし、令和6(2024)年は4月1日時点
資料：消防庁「防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査結果」を基に国土交通省国土政策局作成

図表2-6 非常用電源の整備状況と稼働可能時間



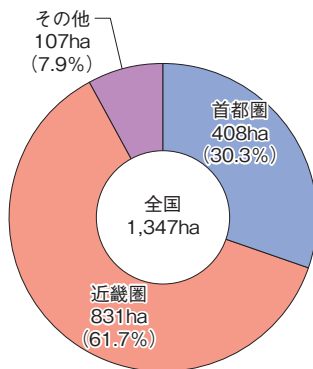
注：令和7(2025)年4月1日時点
資料：消防庁「地方公共団体における業務継続性確保のための非常用電源に関する調査結果」を基に国土交通省国土政策局作成

(3) 密集市街地の現状及び整備状況

老朽化した木造住宅が密集し、細街路が多く公園等のオープンスペースの少ない密集市街地では、防災上多くの課題を抱えており、早急な整備改善が課題になっている。

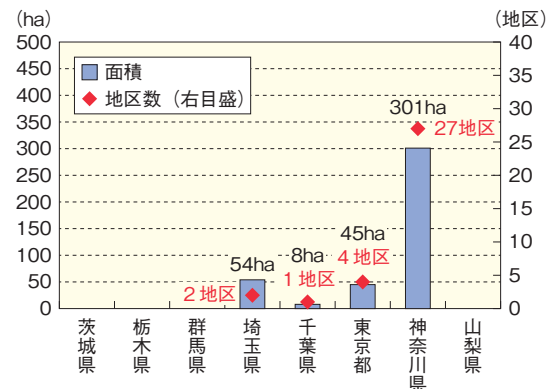
令和8(2026)年3月に閣議決定された「住生活基本計画(全国計画)」では、「地震時等に著しく危険な密集市街地」の面積の解消率を令和12(2030)年度までに100%にすることを目標としている。令和6(2024)年度末の首都圏の同密集市街地は408ha(うち、神奈川県が約7割)(図表2-7、図表2-8)であり、その解消率は、約84%となっている。

図表2-7 全国における「地震時等に著しく危険な密集市街地」の状況



注：令和6(2024)年度末時点
資料：国土交通省

図表2-8 都県別の「地震時等に著しく危険な密集市街地」の状況



注：令和6(2024)年度末時点
資料：国土交通省

密集市街地の改善に向け、住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型)、都市防災総合推進事業等により、老朽建築物等の除却・建替え、道路・公園等の防災上重要な公共施設の整備等が行われている。

東京都では令和4(2022)年に立ち上げた「TOKYO強靱化プロジェクト」において、木造住宅密集地域の不燃化のほか、建築物の耐震化、無電柱化などの地震対策等を進めている。

(4) 避難行動支援に関する取組状況

人口・都市機能が集積する都市再生緊急整備地域や主要駅・中心駅周辺地域では、大規模地震が発生した場合、多数の帰宅困難者が発生する可能性がある。そのため、「都市再生特別措置法」に基づく都市再生安全確保計画の策定（首都圏では令和7(2025)年3月末時点で16件）等、滞在者等の安全確保と都市機能の継続を図る取組を進めている。

(5) 火山災害からの避難対策

世界でも有数の火山大国である我が国において、国内の火山活動が活発化した際の備えは急務となっており、噴火災害が発生する前の予防的な観点から、活動火山対策の更なる強化を図るため、「活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律」（令和5年法律第60号）が令和6(2024)年4月1日から施行された。

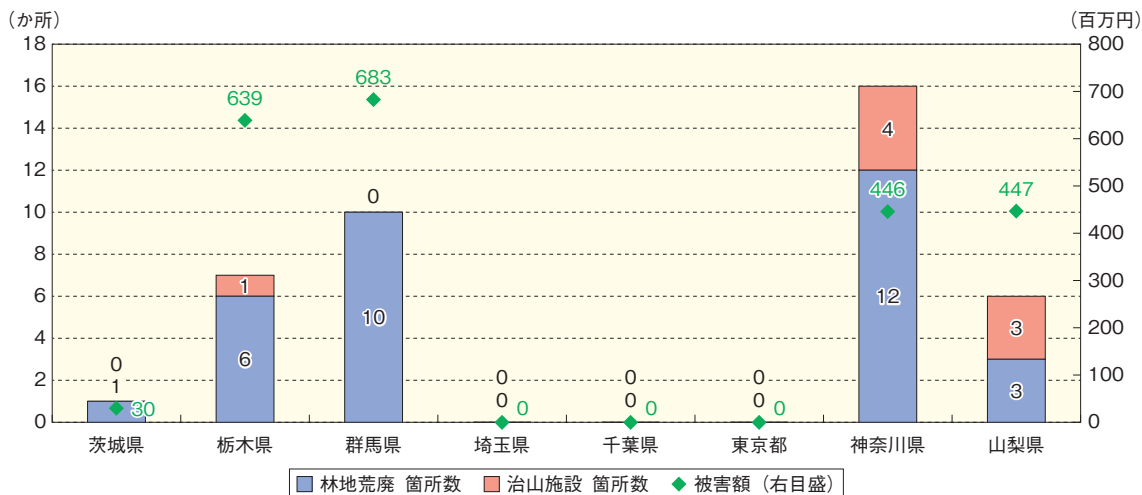
現在、富士山の火山活動が活発化する兆候は見られていないが、富士山で大規模噴火が発生した場合、首都圏を含む広い地域への降灰の影響が懸念される。このため、内閣府は、広域降灰対策の基本方針及び国、関係機関、地方公共団体等が連携した具体的な対策の検討を進めるに当たっての考え方や留意点について、「首都圏における広域降灰対策ガイドライン」として令和7(2025)年3月に公表した。このガイドラインを踏まえ、内閣府と東京都が連携して「首都圏における広域降灰対策具体化協議会」を令和8(2026)年3月から開催し、関係機関が連携して具体的な広域降灰対策を推進するための協議を行っている。

2. 治山・治水事業等による水害対策等

(1) 治山事業

首都圏における令和6(2024)年の山地災害の発生状況は、40か所となった（図表2-9）。被災した治山施設や山林の復旧が図られるとともに、国土の保全、水源の涵養等の森林が有する公益的機能の確保が特に必要な保安林等において、治山施設の設置や機能の低下した森林の整備などを行う治山事業が進められている。

図表2-9 山地災害発生状況（令和6(2024)年）



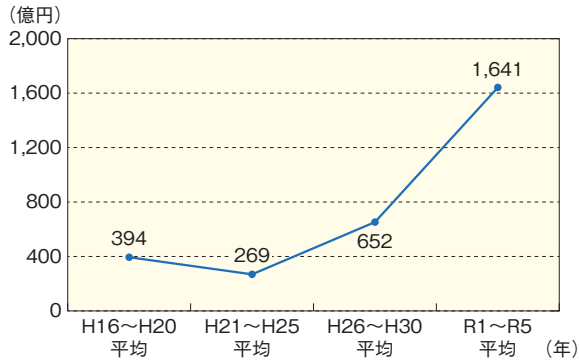
資料：林野庁「森林・林業統計要覧2025」を基に国土交通省国土政策局作成

(2) 治水事業

(水害被害への対応)

首都圏は、人口や資産が高密度に集中しているため、洪水氾濫に対する潜在的な危険性が極めて高い。水害被害額は、令和元(2019)年から令和5(2023)年までの5年間の平均値がそれまでの期間と比較して大きく増加し、水害密度⁴⁾に関しては、全国の1.7倍以上となっている(図表2-10、図表2-11)。

図表2-10 水害被害額の推移

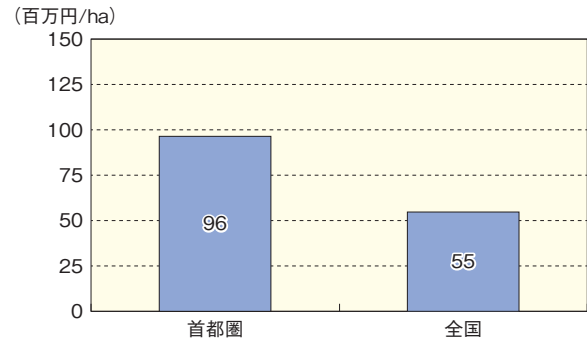


注1：首都圏の都県を対象に集計

注2：経年比較のため、水害被害額は水害被害額デフレーター(平成27(2015)年=1.00)を用いて算出した。

資料：国土交通省「水害統計」(平成16(2004)年～令和5(2023)年)を基に国土交通省国土政策局作成

図表2-11 水害密度の比較(令和元(2019)年～令和5(2023)年平均)

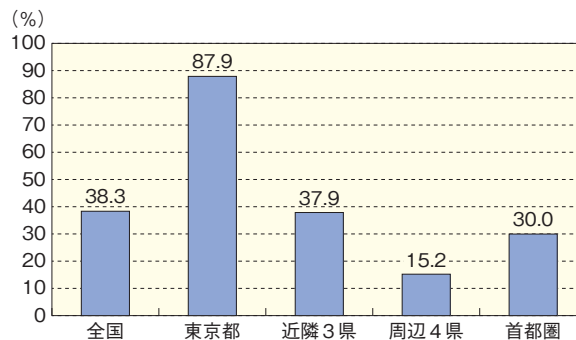


注：水害密度の算出に当たり、一般資産被害額(営業停止損失分を含む)は水害被害額デフレーター(平成27(2015)年=1.00)を用いて算出した。

資料：国土交通省「水害統計」(令和元(2019)年～令和5(2023)年)を基に国土交通省国土政策局作成

また、東京圏では、下水道等の排水施設の能力を超えた雨が降った時や雨水の排水先の河川の水位が高くなった時等に雨水が排水できなくなり浸水する内水氾濫のリスクが高く、令和元(2019)年から令和5(2023)年までの過去5年間においては、特に東京都で内水被害の占める割合が高くなっている(図表2-12)。

図表2-12 令和元(2019)年から令和5(2023)年までの水害被害額のうち内水被害の占める割合

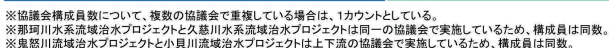


資料：国土交通省「水害統計」(令和元(2019)年～令和5(2023)年)を基に国土交通省国土政策局作成

4) 水害密度：宅地等が水害により被った単位浸水面積当たりの一般資産被害額(営業停止損失分を含む)

近年、頻発化・激甚化する水災害に対応するため、河川・下水道管理者等による治水対策に加え、国・都道府県・市町村・企業・住民等のあらゆる関係者が協働して流域全体で取り組む「流域治水」が進められている。首都圏の一級水系では13の「流域治水プロジェクト」が策定されており、築堤や河道掘削、地下調整池等の治水施設の整備を実施し、水位・雨量情報、洪水予測、災害状況把握等の防災情報の高度化を図るなど、ハード・ソフト一体となった対策が推進されている（図表2-13）。

関東地整管内の「流域治水プロジェクト」

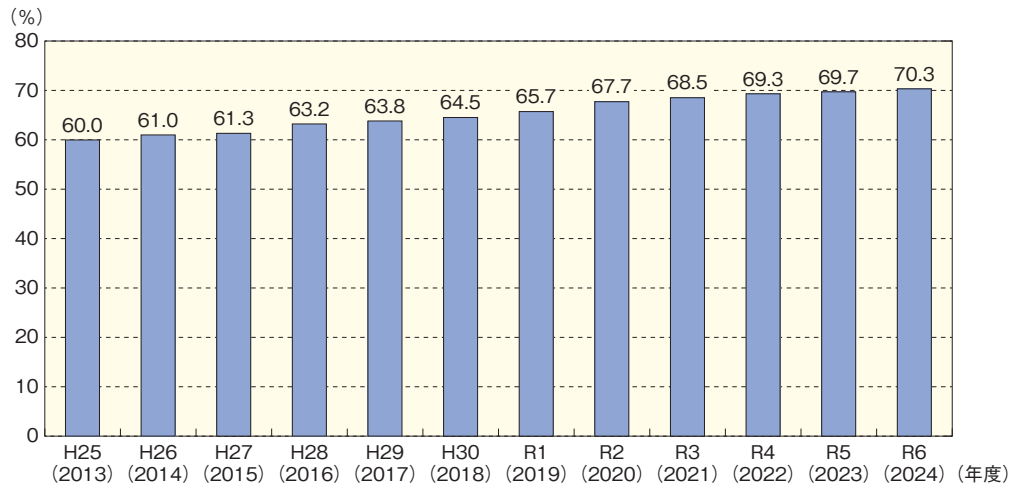


令和元年東日本台風により大規模な浸水被害が発生した一級河川利根川水系 休泊川流域^{きゅうはくがわ}では、流域治水の推進に向け、令和5(2023)年12月、休泊川等が改正「特定都市河川浸水被害対策法」(平成15年法律第77号)に基づく特定都市河川及び特定都市河川流域に指定された。当流域で浸水被害対策を総合的に推進するため、令和7(2025)年5月、国土交通省関東地方整備局、群馬県、太田市、千代田町、大泉町は共同して「休泊川流域水害対策計画」を策定した。

洪水等へのハード対策として、例えば、国土交通省関東地方整備局が管轄する 8 水系（荒川、利根川、那珂川、久慈川、多摩川、鶴見川、相模川、富士川）における堤防整備率は、令和 7

(2025)年3月末時点で70.3%となっている（図表2-14）。特に流域に人口・資産等が集中している利根川、江戸川においては、堤防拡幅等による堤防強化対策が実施されている。

図表2-14 国土交通省関東地方整備局が管轄する8水系の堤防整備率の推移



注1：8水系は、荒川、利根川、那珂川、久慈川、多摩川、鶴見川、相模川、富士川

注2：整備率は堤防必要区間に対する計画断面堤防区間として算出

資料：国土交通省「直轄河川管理施設状況」を基に国土交通省国土政策局作成

また、洪水、内水対策に加え、東京港等における高潮への対策として、河川・海岸の堤防、水門、排水機場等の整備が進められている。

ソフト面では、多発する水害等から身を守るため、ハザードマップ等を効果的に活用し、地域の災害リスクを適切に理解し、気象情報や地方公共団体から発令される避難情報を踏まえて、早期に避難することが重要である。また、浸水や土砂災害などの災害ハザードエリアの指定、ハザードマップの整備も進められており、災害リスク情報の充実が図られている（図表2-15）。

さらに、気候変動への適応・カーボンニュートラルへの対応のため、治水機能の強化と水力発電の促進を両立させる「ハイブリッドダム」の取組⁵⁾を進めている（図表2-16）。

令和6（2024）年度は、このうち、ダムの運用高度化について、国土交通省及び独立行政法人水資源機構が管理する76ダムで試行した。

5) ダムを活用し、「治水機能の確保・向上」、「カーボンニュートラル」、「地域振興」の三つの政策目標の実現を図るもの

図表2-15

ハザードマップ公表状況
(令和8(2026)年2月調査)

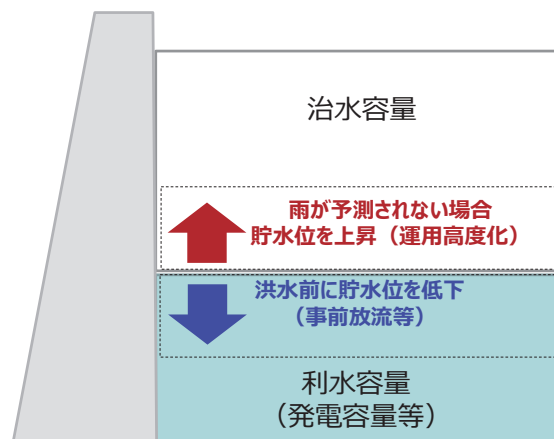
	市区町村数	洪水	内水	高潮	津波	土砂災害	火山
茨城県	44	44	7	0	10	40	0
栃木県	25	25	4	0	0	22	3
群馬県	35	29	3	0	0	27	7
埼玉県	63	62	47	0	0	38	0
千葉県	54	53	21	14	26	47	0
東京都	62	52	39	15	10	53	7
神奈川県	33	31	17	11	15	31	2
山梨県	27	19	1	0	0	26	8
合計	343	315	139	40	61	284	27

注：「ハザードマップポータルサイト」に令和8(2026)年2月時点で登録されている市区町村数を集計

資料：国土交通省「ハザードマップポータルサイト」(<https://disaportal.gsi.go.jp/>)を基に国土交通省国土政策局作成

図表2-16

ハイブリッドダムイメージ



資料：国土交通省

（まちづくりによる水災害対策）

まちづくりによる水災害対策としては、「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第31号）に基づき創設された「浸水被害防止区域」での開発規制や、「都市再生特別措置法」等による安全なまちづくりに向けた総合的な対策が進められている。

首都圏では、令和7(2025)年12月末時点で、102市町村において防災指針⁶⁾が立地適正化計画に位置付けられている。

また、国と東京都は、首都「東京」において大規模水害等による壊滅的な被害の発生を回避し、ハード・ソフト両面から連携し、防災まちづくりを強力に推進していくため、令和3(2021)年3月に設置した国・東京都・区⁷⁾からなる「高台まちづくり推進方策検討ワーキンググループ」において、令和7(2025)年3月に実務担当者に向けた指針として「災害に強い首都『東京』の形成に向けた高台まちづくり整備の基本的な考え方」を公表した。

6) 立地適正化計画の居住誘導区域等内で行う防災対策・安全確保策を定めたもの

7) 荒川・江戸川沿川の墨田区、江東区、足立区、葛飾区、江戸川区、北区、板橋区。令和7(2025)年度より、多摩川沿川の大田区が参画している。